

発行所 株式会社FPシミュレーション 大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◆ 貸付金の未収利息

Q : 当社は下請先に対して貸付金を有していますが、その下請先が業績不振で、金利の返済が滞っています。このような場合でも未収利息の計上をしなければならないのですか。

A : 一定の事由がある場合には、未収利息の計上をしないことができます。

【解説】

貸付金に係る利子は、その利子の計算期間の経過に応じてその事業年度に係る金額を益金に算入することとされていますが、貸付金に係る債務者について、次のいずれかの事実が生じたときは、その事業年度に係る利子の額（実際に支払いを受けた金額を除きます）を益金に算入しないことができます。

- (1) 債務者の債務超過その他相当の理由によって支払いの督促をしたにもかかわらず、最近1年以内に支払期日の到来した利息全額の支払いがなく、かつ以前の未収利息についても直近1年以内にほとんど支払いを受けていない場合
- (2) 債務者について会社更生法による更生手続又は商法の規定による会社の整理等が開始された場合
- (3) 債務者の債務超過の状態が相当期間継続して事業好転の見通しがないこと等の事由で、貸付金の元本自体の回収が危ぶまれるに至っている場合
- (4) 会社更生法の規定による更生計画の認可決定、債権者集会の協議決定等によりその貸付金の全部又は相当部分について相当期間（おおむね2年以上）棚上げされた場合

